○農林水産省告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県尾鷲市・北牟婁郡紀北町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字数馬七〇五四の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○国土交通省告示第五百八十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間　変更前　厚木市船子字長ケ町九五番一から同市船子字長ケ町九七番二まで

変更後別　敷地の幅員　延長

前　最大　四六（メートル）　最小　三四（メートル）　六一

後　最大　五〇　最小　三四

○国土交通省告示第五百八十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

供用開始の区間　厚木市船子字長ケ町九五番一から同市船子字長ケ町九六番一まで

供用開始の期日　令和八年四月三十日〇時

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

鹿児島県指宿市（国有林）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）